

**必ずご確認ください**

2024年8月9日  
日本郵政共済組合

**＜日本郵政共済組合の組合員・被扶養者の皆さまへ＞**  
「資格情報のお知らせ」の送付と個人データの取扱いについて

平素は、当共済組合の業務と運営にご理解いただき誠にありがとうございます。

2024年12月2日をもって、組合員証・被扶養者証（以下「保険証」という。）の新規発行が廃止されることに伴い、皆さまの保険証について大切なお知らせがありますので、以下の内容を必ずご確認くださいませようお願いいたします。

特に、項番4以降は、被扶養者となっているご家族の皆さまはよくお読みいただきますようお願いいたします。

**1 「資格情報のお知らせ」の送付について**

日本郵政共済組合（以下、「共済組合」という。）の組合員ご本人様や被扶養者となっているご家族の皆さまが、安心してマイナンバーカードを健康保険証として利用いただけるよう、個人情報保護法により、共済組合が把握している皆さまの情報（マイナンバーの下4桁を含む）の正確性が担保されていることを通知する「資格情報のお知らせ」を送付いたします。

**2 「資格情報のお知らせ」の送付対象者**

2024年9月中旬時点で、共済組合の組合員及びその被扶養者となっている以下の方

対象者	送付先	送付方法	送付時期
①長期組合員／ 短期組合員	組合員ご本人様の勤務先 （あて名は組合員本人）	世帯単位で 封書にて郵送	2024年10月中旬以降
①の被扶養者			
②任意継続組合員	任意継続組合員ご本人様の住所 （あて名は組合員本人）	同上	
②の被扶養者			

**3 「資格情報のお知らせ」に記載されている内容**

組合員の場合	被扶養者の場合
(1) 組合員の記号・番号	(1) 被扶養者の記号・番号
(2) 組合員氏名	(2) 被扶養者氏名
(3) 組合員フリガナ氏名	(3) 被扶養者フリガナ氏名
(4) 負担割合（70歳以上の組合員のみ）	(4) 負担割合（70歳以上の被扶養者のみ）
(5) 組合員の資格取得年月日	(5) 被扶養者の資格取得年月日
(6) 組合員のマイナンバーの下4桁	(6) 被扶養者のマイナンバーの下4桁

**4 個人データの取扱い(個人データの第三者への提供について)**

「資格情報のお知らせ」は、組合員と被扶養者の情報を世帯単位で封書に同封し、組合員あてに郵送するため、被扶養者からみて第三者となる組合員に個人データを提供することとなります。個人情報保護法では、本人の求めがあれば個人データの第三者への提供を停止することを要件

として、以下の(1)～(4)すべてが、あらかじめ、本人が容易に知りえる状態にあるとき、個人情報取扱事業者は、個人データを第三者に提供することができるとされています。

- (1) 利用目的
- (2) 第三者へ提供する個人データの項目
- (3) 第三者への提供の手段又は方法
- (4) 本人の求めに応じて個人データの第三者への提供を停止すること

したがって、被扶養者本人からお申し出がない場合は、当該個人データを(第三者たる)組合員へ提供することに同意されたものとして、組合員と被扶養者の情報を世帯単位でまとめて封入の上郵送等により交付します。

なお、交付方法について不都合等が生じる場合は、下記6 同意できない場合(不同意)のお手続き・期限をご確認の上、共済組合にお申し出ください。

#### 5 周知・申出期間

2024年8月9日(金)～9月11日(水)

#### 6 同意できない場合(不同意)のお手続き・期限

不同意の場合は下記注意事項を十分にご確認の上、共済組合ホームページから『個人データの取扱いに関する不同意申出書』をダウンロードし必要事項を記入の上、郵便追跡サービスが利用可能な郵送方法(特定記録郵便、レターパック等)で以下の申出先へ郵送してください。

なお、提出期限は9月11日(水)必着とします。

【申出書のダウンロード先】

([https://yuseikyosai.or.jp/inquiry/docs/hudoui\\_mousidesho.pdf](https://yuseikyosai.or.jp/inquiry/docs/hudoui_mousidesho.pdf))

【申出先】

〒330-9792 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1 日本郵政共済組合 個人情報相談窓口

【照会先】

日本郵政共済組合コールセンター

通話料無料：0120-97-8484

#### 【注意事項：必ずお読みください】

- ※1 同意いただける場合は申出不要です(申出期間中に不同意の申出がない場合は、同意が得られたものとさせていただきます。)
- ※2 不同意の場合には、「資格情報のお知らせ」だけでなく、今後共済組合から発送される通知等はすべて個人ごとに封書に封入し、郵送します。
- ※3 被扶養者ご本人様だけでなく組合員含めたご家族のうちお一人でも不同意の場合は、全員「不同意」(上記※2)の取り扱いとさせていただきますのでご注意ください。
- ※4 同意及び不同意については、申出期間中であれば、組合員等からの申出によりいつでも変更することができます。